6月定例会

6月2日
〜
6月19日

議会トピックス

▼6月定例会では、市長から提案された30件の議案のほか、請願や4件の議員提出議案について審査

▼（仮称）市民交流センターの一部を取得する議案について本会議と特別委員会で審査

▼市職員と同様に、市議会でも省資源・省エネルギーの一層の推進を図るため、夏季スマートライフ運動を6月2日から実施

6月定例会概要

6月定例会では市長から教育委員の任命、監査委員の選任を含む4件の人事案件と大門中央通り地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物（（仮称）市民交流センター）の一部について、大門中央通り地区市街地再開発組合から取得する案件等30件について、審査を行いました。

また、議員提出議案として、4つの意見書について審査し、可決後に、それぞれ関係行政庁へ提出しました。

主な議案（概要）

議案第2号　教育委員会委員の任命について

教育委員5人のうち1人が任期満了となることに伴い、御子柴英文氏を任命するもの。

議案第3号　監査委員の選任について

監査委員3人のうち、荻上弘美氏が任期満了となることに伴い、再び同氏を選任するもの。

議案第6号　財産の取得について

大門中央通り地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物（（仮称）市民交流センター）の一部を取得することについて、条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

塩尻市議会では、省エネルギーの一層の推進のため、夏季スマートライフ運動を実施中

6月17日に市街地活性化特別委員会が開かれ、議案第6号の審査が行われた。

市街地活性化特別委員会の焦点

（仮称）市民交流センター取得を全員一致で可決！

公・民の複合施設の内、約1万㎡を市が取得することについて、全員一致で可決すべきものと決しました。

取得後の瑕疵担保責任が再開発組合から市に継承されること、免震構造にしたとの説明があり、特にガラス窓の設計に注文が出されました。清掃業務について、入居予定者に事業者がいることから公平性を保つ様にとの意見がありました。組合発注の入札で発生する差金は、市に還元されることが確認され、建設資材の高騰を心配する意見がありましたが、取得費に納まるように努力するとの答弁でした。

整地作業が進む（仮称）市民交流センター用地

6月定例会審議解説

市の財産の取得又は処分と議会の関係は？

市は政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をする際には、議会の決定が必要である。

（地方自治法第96条第1項）

条例には「予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る）」などが規定されている。

（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）

条例の範囲に該当にならない市の財産は、議会に関係なく処分ができるのか？

議会の議決はいらないが、今後何らかの形で説明するという答弁が6月定例会の議案質疑の中であった。

議案名にある「専決処分」とは？

市長は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認める時などは、議会が議決すべき事案を処分することができる。これを専決処分という。

（地方自治法第179条第1項）